

重要事項説明書

ケアサービス青葉

事業所は利用者に対して指定訪問介護、訪問介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護1～要介護5、要支援1、要支援2、事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定が申請中の方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 駿府葵会 |
| (2) 法人所在地 | 静岡県静岡市駿河区根古屋 289-1 |
| (3) 電話番号 | 054-237-8876 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 佐々木至忠 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問介護事業所、訪問介護相当サービス |
| (2) 指定年月日 | 平成14年11月1日 |
| (3) 事業の目的 | 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として訪問サービスを提供します。 |
| (4) 事業所の名称 | ケアサービス青葉 |
| (5) 事業所の所在地 | 静岡県静岡市駿河区根古屋 289 番地の 1 |
| (6) 事業所番号 | 2274207667 |
| (7) 電話番号 | 054-269-5203 |
| (8) 管理者氏名 | 望月 幸美 |
| (9) 運営方針 | 訪問介護員が家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介護や炊事、掃除、洗濯などの家事を行い、自立した日常生活が営めるようサービスを提供致します。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めて参ります。 |
| (10) 第三者評価の有無 | 第三者評価は実施していません。 |
| (11) 交通の便 | 静岡鉄道静岡清水線 長沼駅より 徒歩 25 分
静岡駅北口より 4km (所要時間 車で約 15 分) |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| (1) 通常の事業の実施地域 | ・静岡市における介護保険事業計画において定められた事業所が所在する生活圏域 |
|----------------|---------------------------------------|

(2) 営業日及び営業時間

- ・営業日 年中無休
- ・営業時間 8時30分から17時30分

4. 提供するサービス内容

事業者が提供する訪問介護サービスは以下のとおりです。

身体介護	1 起床介助 2 就寝介助 3 排泄介助 4 整容介助 5 食事介助 6 衣服着脱 7 清拭 8 体位交換 9 服薬管理 10 入浴介助 11 その他
生活援助	1 調理 2 洗濯 3 掃除 4 買い物 5 薬受け取り 6 衣服入れ替え 7 その他

5. 事業所の従業員の体制

事業所では、利用者に対して訪問介護サービス、訪問介護相当サービス（以下「サービス」）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

- ・管理者 1名（状況により他業務との兼務あり）
- ・サービス提供責任者 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上等
- ・訪問介護員 常勤換算で2.5人以上を配置等

6. 利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

訪問介護サービス

サービス費		単位 (回)	基本 利用料	利用者負担金 (円)		
				1割	2割	3割
身体01 (20分未満)	昼間	163	1,698	170	340	509
身体1 (20分～30分)	昼間	244	2,542	254	508	763
身体2 (30分～1時間)	昼間	387	4,033	403	807	1,210
身体3 (1～1.5時間)	昼間	567	5,908	591	1,182	1,772
身体1生活1	昼間	309	3,220	322	644	966
身体1生活2	昼間	374	3,897	390	779	1,169
生活2	昼間	179	1,865	187	373	560
生活3	昼間	220	2,292	229	458	688
口腔連携強化加算 (1月に1回限り)		50	521	52	104	156

注) 昼間(8:00-18:00) 早朝(6:00-8:00) 夜間(18:00-22:00) 深夜(22:00-6:00)

※早朝・夜間は25%、深夜50%の割増となります

サービス費（加算）		単位 （回）	基本 利用料	利用者負担金（円）		
				1割	2割	3割
初回加算 /月		200	2,084	208	416	625
生活機能向上連携加算Ⅰ /月		100	1,042	104	208	312
生活機能向上連携加算Ⅱ /月		200	2,084	208	416	625
緊急時訪問介護加算 /回		100	1,042	104	208	312
認知症専門ケア加算Ⅰ		3	31	3	6	9
認知症専門ケア加算Ⅱ		4	41	4	8	12
介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 70/100へ減算						
特定事業所加算Ⅰ～Ⅴ	要件を満たした場合、所定単位数の割合に応じ加算します					
介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ	要件を満たした場合、所定単位数の割合に応じ加算します。					

訪問介護相当サービス

サービス費		単位 （月）	基本 利用料	利用者負担金（円）		
				1割	2割	3割
訪問介護相当サービスⅠ	(週1回程度)	1,176	12,253	1,225	2,450	3,675
訪問介護相当サービスⅡ	(週2回程度)	2,349	24,476	2,447	4,895	7,342
訪問介護相当サービスⅢ	(週2回以上)	3,727	38,835	3,883	7,767	11,650

サービス費（加算）		単位 （月）	基本 利用料	利用者負担金（円）		
				1割	2割	3割
訪問介護相当サービス初回加算 /月		200	2,084	208	416	625
訪問介護相当サービス生活機能向上加算Ⅰ /月		100	1,042	104	208	312
訪問介護相当サービス生活機能向上加算Ⅱ /月		200	2,084	208	416	625
口腔連携強化加算(1月に1回限り)		50	521	52	104	156
介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ	要件を満たした場合、所定単位数の割合に応じ加算します。					

※上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が6級地のため、単位数に10.42を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

※利用者の都合より事業所に断りなく突然サービスをキャンセルされた場合はキャンセル料をいただきます。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

ご利用者様以外の洗濯、調理、買い物、布団干し

主としてご利用者様が使用する居室等以外の掃除や洗車 など

(3) その他の費用

- ・訪問介護・訪問介護相当サービスを提供するため、お宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。
- ・事業所の通常の事業の実施区域にお住まいの方の交通費は無料です。
それ以外の区域にお住まいの方は、訪問介護員が利用者宅を訪問するための交通費を請求させていただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

1ヶ月ごとに計算し翌月27日に自動口座引き落としにてお支払いください。

(5) キャンセル料

利用者のご都合により事前の連絡なく訪問介護をキャンセルした場合には、1回につき2,500円の料金を頂きます。

7. サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・利用者及びご家族から介護記録等の開示について依頼があった場合は、所定の手続きを済ませていただき開示致します。
- ・職員は身分証明書を携行しているので、必要な場合は提示をお求め下さい。
- ・職員単独での預貯金の出し入れ、ご利用者様がお留守の場合のサービス、来客の接待、ペットのお世話（ペットの散歩等）、医療行為及びリハビリ、草むしりや庭の掃除、家具などの移動、大掃除、特別な手間をかけなければならない調理等はできません。

8. 緊急時の対応方法

訪問介護、訪問介護相当サービスの提供中に利用者の容態の変化等があった場合は、速やかに利用者の主治医に連絡或いは必要な対応を行います。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・法人及び事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係法人における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅介護支援事業所等との連絡調整など以外において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

10. 苦情相談窓口

(1) 事業所の受付方法

- ・事業所の受付窓口 ケアサービス青葉 電話番号 054-269-5203
苦情受付責任者 管理者
苦情解決責任者 所属長
受付時間 月～金曜日 8:30～17:30

(2) その他苦情申立ての窓口

- ・ 静岡市介護保険課
静岡市葵区追手町5-1 電話番号 054-221-1202
- ・ 国民健康保険団体連合会
静岡市葵区春日2-4-34 電話番号 054-253-5590

1.1. 非常災害対策

- ・事業所は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- ・事業所は防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の避難及び救出、その他必要な訓練を行います。
- ・事業所においては、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制、災害時には事業が継続できる体制或いは早期に事業が再開できる体制作りに努めます。

1.2. 虐待防止等

- ・虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

1.4. 感染症の予防発生時の対応

- ・感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

1.5. ハラスメント対策について

- ・職場において行われる性的な言動又は優位的な関係を背景とした言動等、就業環境が害されることを防止し、働きやすい職場環境づくりに努めます。

1.6. サービスの終了

本契約の契約期間は認定有効期間としますが、有効期間内であっても契約を解除する場合があります。

- ・要介護認定により非該当（自立）された場合
- ・利用者が亡くなられた場合
- ・法人が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業の継続ができなくなった場合
- ・事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ・利用者に対し、事業のサービスが不可能になった場合
- ・居宅介護支援事業所から終了の申し出があった場合

(1) 利用者から終了の申し出があった場合

利用者から申し出により終了する場合、7日前までに終了の意思を書面にて提出して下さい。但し、以下の場合には即時に契約を終了することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③法人もしくは事業所の職員が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ④法人もしくは事業所の職員が守秘義務に違反した場合
- ⑤法人もしくは事業所の職員が故意または過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 法人からの申し出により終了していただく場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合は事業所から終了していただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②サービス利用料金の支払いが3か月以上滞納し、相当期間を定めた催告にも係らずこれを支払われない場合
- ③利用者が故意または過失により法人または事業所の職員もしくは他の利用者等の生命・身体・精神・財産・信用等を傷つけ、または著しい不正行為を行うことにより、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が継続して3か月を超えて医療機関に入院することが見込まれる場合もしくは入院した場合

17. 損害賠償について

事業所の責任により利用者が生じた損害については、必要に応じて速やかにその損害を賠償します。

18. 自費サービスのご案内

介護保険制度で適用されず、お困りのことを支援させて頂くサービスを提供させていただきます。

- ①外出介助
 - ・病院への付き添い、院内での介助
 - ・お墓参り
 - ・理美容院への付き添い など
- ②見守り
 - ・お話し相手。見守り
 - ・季節物の入れ替え など
- ③介護保険で算定されない家事支援
 - ・調理
 - ・掃除
 - ・買い物
 - ・洗濯 など

自費サービス料金（別途消費税） *最低1時間から依頼をお受けさせていただきます。

1 時間 2,000 円
30 分毎 1,000 円 (1 時間経過後)

通常対応曜日・時間 平日・土曜日 8:00~18:00
上記外の曜日・時間 日曜・祝日 8:00~18:00 (25%割増)

*医療行為・複雑な修理業務・危険を伴う作業については、行う事が出来ません。
*ヘルパーの運転する車への同乗は、出来ません。

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説明者 事業所名 ケアサービス青葉
職・氏名 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住 所 静岡市
氏 名 印

代理人 住 所
電話番号
氏 名 印

本人との続柄